

国民健康保険・後期高齢者医療 平日夜間・休日窓口開庁

国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日中来庁が難しい人は利用してください。なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保険・後期高齢者医療に関する各種申請は一部を除き郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。

平日夜間 3月18日(月)・22日(金) いずれも午後5時30分～8時

休日 3月24日(日)午前9時～午後1時

注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。

場・問 保険課
06・6992・1545

場・問 保険収納課
06・6992・1537、1538

3月分の納付はお早めに

令和5年度3月分の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の納付期限は、4月1日(月)です。納付期限内に納付をお願いします。

納付期限を過ぎて保険料に未納がある場合は、督促状が発送されます。督促

公益法人等への寄附金控除

府が3号指定した団体への寄附で、令和6年1月1日以降に寄附したものは、守口市でも市民税が税額控除されることになりました。

詳しくは、府ホームページをご覧ください。

問 課税課市民税担当
06・6992・1456

忘れていませんか市税の納付

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税および軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金加算されます。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差押、公売などを行っていくことになります。

また、大阪府域地方税徴収機構へ引き続き参加し、連携を図りながら、厳正な滞納整理を推進します。

決して放置したり、後回しにせず、自主的に市税を納付してください。

大阪府域地方税徴収機構

大阪府および府内36市町村(令和5年度現在)で構成される組織。

住民税をはじめとした地方税の滞納整理推進のために設立され、滞納処分

を前提とした、納税折衝により高い徴収実績をあげている。

問 納税課
06・6992・1852～1854

納税には便利な口座振替

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税および軽自動車税(種別割)の納税には、便利な口座振替をぜひ利用してください。

なお、令和6年度分口座振替の申し込みや変更は、3月29日(金)までに納税課または市内金融機関などで申し込んでください(すでに利用している人は、自動継続されます)。

また、納税課窓口でキャッシュカードのみで簡単に口座振替の登録手続きができます。詳細については問い合わせください。

問 納税課
06・6992・1851

促状の発送から10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受ける場合があります。

納付期限内の納付が厳しい場合は、電話や市役所窓口で納付の相談ができます。

また、保険料の納付は口座振替が便利です。市指定の金融機関の窓口で手続きをお願いします。市指定金融機関への申請が困難な人は、市役所窓口でも申請が可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 保険収納課
06・6992・1537～1538

マイナポータルを利用してオンラインで転出届が提出できます

引越す際に手続きが必要な転出届は、マイナポータルを通じてオンラインによる提出が可能です。このサービスを利用する人は、転出にあたり守口市への来庁が原則不要です。

電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている人で、日本国内での引越しをする人が利用できます。単身での引越しの他、自身と同一世帯員、自身以外の世帯員の引越しも利用可能です。

注 マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、現金自動預払機(ATM)で直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)に誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。

市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話で、銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)で手続きをお願いすることは絶対にありません。

このような不審な電話には、絶対に応じないでください。

問 保険課
06・6992・1545

国民健康保険の資格取得・喪失の届け出は14日以内に

次のいずれかに該当する場合は、国民健康保険の資格取得または喪失の届け出を行わなければなりません。届け出は、該当した日の翌日から14日以内に行う必要があります。

資格取得の届け出が必要な場合

▽退職などで職場の健康保険を脱退した▽職場の健康保険の被扶養者からはずれた

要です。詳しくは、ホームページをご覧ください。

問 総合窓口課
06・6992・1530

総合窓口課 平日夜間・休日窓口開庁

次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。あわせてマイナンバー特設会場(市役所1階106)も開庁しています。

平日夜間 3月8日・22日(金) 午後5時30分～8時

休日 3月10日・24日(日) 午前9時～午後1時

問 総合窓口課
06・6992・1530

スマホ用電子証明書
搭載サービス

引っ越し手続
オンラインサービス

引っ越し手続
について

▽生活保護が廃止され、職場の健康保険に加入しなかった

注 14日以内に届け出を行わなかった場合は、資格取得の届け出が必要な場合に該当した日から届け出を行った日の前日までにかった医療費が全額自己負担(10割負担)となる場合があります。

国民健康保険の資格は、届け出が遅れた場合であっても、資格取得の届け出が必要な場合に該当した日までさかのぼって発生します。このため、保険料も、資格取得の届け出が必要な場合に該当した月の分から発生します。

資格喪失の届け出が必要な場合

▽就職などで職場の健康保険に加入した▽新たに職場の健康保険の被扶養者になった

▽生活保護が開始された

注 資格喪失の届け出が必要な場合に該当しているにも関わらず、届け出を行わずに、引き続き国民健康保険の被保険者証を使用した場合は、市が負担した保険給付費が請求されます。資格喪失の届け出を行うまでは、保険料を納付する必要がある、届け出後の精算により、納付額が超過する場合は還付の手続き、不足する場合は不足分を納付してください。

問 保険課
06・6992・1545

京阪
大和田駅

< 行き > 大和田駅→飯盛霊園

時間	17日	18・19日	20日	21日	22日	23・24日
8	00 20 40	00	00 20 40	00		00
9	00 20 40	00	00 20 40	00	00	00
10	00 20 40	00	00 20 40	00	00	00
11	00 20 40	00	00 20 40	00	00	00
12	00 20 40	00	00 20 40	00		00
13	00 20 40	00	00 20 40	00		00

春の彼岸の開門時間

・ 3/17(日)～23(土)は6:00～19:00

・ 上記以外は7:00～19:00

京阪
守口市駅

< 行き > 守口市駅→飯盛霊園

時間	17・20日
8	05
10	05
12	05

< 帰り > 飯盛霊園→守口市駅

時間	17・20日
9	05
11	05
13	05

春の彼岸の供花販売時間

・ 3/17(日)～23(土)は6:00～18:30

・ 上記以外は9:00～17:00